

『幽齋 源氏物語聞書』の書入れについて

——真木柱巻を中心にして——

小 高 道 子

永青文庫には若菜巻以外は幽齋自筆とされる『源氏物語』が伝わる。同書について本田義彦氏は、「以上（極札など）から見ても、さらに筆跡などから見ても、本書は、本文・校異・注釈ともに、（中略）細川幽齋公の自筆と見ても問題はあまい」とされた^①。そして注記について、幽齋が「諸注集成のつもりで」書き込んだと推定された。さらに「そしてその後で、通勝に諸注集成を委託したのであるから、本書は岷江入楚成立以前、というより通勝が岷江入楚の仕事に着手する以前の成立と考えるべきであろう」とされた。その本文は新日本古典文学全集の底本のひとつとされ、また幽齋自筆とされる多くの書入れのうち、注釈に関するものは「幽齋 源氏物語聞書」（以下、幽齋聞書と略す）として続群書類従完成会から刊行された。その書入れの中には、注の末尾に「聞書」とする注記が見られる。この「聞書」とする注記について徳岡涼氏は、岷江入楚など同時代の注釈書と比較した上で、幽齋が紹巴説を 直接あるいは兼如を通じて取り入れたとされた^②。しかし

ながら、「聞書」とする注記の内容を検討すると、幽齋が紹巴説を記したとするには様々な問題があることに気付く。『源氏物語』は大部の書であるから、こうした書入れ・注記は、巻によって異なることが想定される。本稿では、真木柱巻を中心にして、幽齋聞書の書入れについて検討を加えたい。

一 「聞書」

幽齋聞書^③の書入れは、真木柱の巻に116項目あるが、そのうち81項目の末尾に「聞書」と記されている。その他、紫明抄とする注記15項目、無記名注が11項目ある。この無記名注について、伊井春樹氏は弄花抄であるとされた^④が、真木柱の巻に限って両者を比較すると、弄花抄と一致する項目は見られない。幽齋聞書は巻により異なる点が多くみられる。他の巻については稿を改めて検討を加えたい。

まず、末尾に「聞書」と記されたする注記について検討する。徳岡氏は幽斎聞書が紹巴説を取り入れたとして徳岡氏は楳柱巻の4項目を示された。まず、この四例を検討したい。順にAからDのアルファベツトをつけて、AからDのそれぞれについて、岷江入楚⁵、永青文庫蔵本、『実践女子大学蔵常磐松文庫九条家本源氏物語聞書』⁶（以下、九条家本と略す）、徳岡氏説をあげる。

A み山木にはねうちかはし

岷江入楚

聞み山木とよめるは大将の唐名を大樹といふ其心也云々 此義不

審

幽斎聞書

大将ノ唐名大樹ト云ニヨリテ也ヒケ黒ニナラヒ給フ無念ノ由也

大樹ト當時公方様ヲ申セトモ大将ヲ云本成也

九条家本

紹巴説は大将を大樹といへはなりそれ迄もなした、大将をこなし

てよみ給也素然御説也

徳岡氏説

この「聞」について些か説明を加える。「聞\み山とよめるは大将の唐名を大樹といふ其心也云々」という箇所までが、誰かの講釈であり、「此儀不審」というのは通勝が『岷江入楚』に引用するときに付したものである。つまり、髭黒の大将を、「み山」と詠んだ

理由を「大将の唐名を大樹というからである」という説が、一体誰の説であるのか分からなかったのである。

『九条家本』にて通勝がどう理解していたかを改めて確認するに、やはり紹巴説として講じていたということが理解できる。まさに『岷江入楚』の「聞」の箇所を翻訳した躰である。

徳岡氏は『岷江入楚』の「聞」の「此義不審」について「髭黒の大将を、「み山」と詠んだ理由を「大将の唐名を大樹というからである」という説が、一体誰の説か分からなかったのである。」とされた。講釈の聞書は、特別な事情が無い限り、聞書の内容は講釈をした人の説と想定される。そのため講釈者の説を「一体誰の説か分からぬ」い説として講釈の聞書に記すとは考え難い。「此義不審」という注記が、もし徳岡氏説の通り「一体誰の説か分からぬ」いことを示すのなら、その講釈は「一体誰」だか「分からぬ」い人とは別人によって行われたことになろう。ここで講釈の場における「不審」について、古今伝受と比較して検討する。

『古今和歌集聞書』等に見られる不審を示す注記は、次回の講釈などの折に講釈者等に問う事により解消される事が多い。『岷江入楚』の「聞」にある「此義不審」が、もし徳岡氏説の通り「一体誰の説か分からなかった」のであれば、それに対する返答が期待される。しかしながら「紹巴説」である事を推論されたのは徳岡氏であり、『岷江入楚』の不審に答えて「紹巴説」である事を記した資料は紹介されていない。それどころか、『九条家本』には「素然御説也」とする中に、この説

を「紹巴説」と記している。通勝自身が「紹巴説」であると語っているのである。『岷江入楚』の「聞」にある「此義不審」を「一体誰の説からならなかった」とする事には無理があるだろう。

徳岡氏は幽齋本『源氏物語』の「書入れに「大将ノ唐名唐名大樹ト云ニヨリ也」と存することからこの注もまた紹巴説と了解して良さそうである」とする一方で、『長珊聞書』に同様の注記があることから、「幽齋への講釈もほぼ紹巴の可能性が高いのであるが、この説を知る兼如によるルートもいちがいに否定できない」とされた。

ここでこの書入れを読みなおしてみたい。幽齋本『源氏物語』に「大樹ト当時公方様ヲ申セトモ大将ヲ云本成也」とあるのは、「大将の唐名を大樹といふ其心也云々此義不審」とする「不審」に対する説明であろう。『岷江入楚』は「大将の唐名を大樹といふ」ことから、「ヒケ黒」大将を「大樹」とする「紹巴説」に疑問を持ち「不審」と記した。幽齋本『源氏物語』の書入れは、この「不審」について答えたものと推察される。『岷江入楚』は、「大樹といふ」う「唐名」は將軍などを指すものと考えて、「ヒケ黒」大将を指す「大将」の「唐名を大樹」とする事について疑問を持ち、「不審」と記した。幽齋本『源氏物語』は、この「不審」に対して、「大樹」は今「公方様ヲ申」すが、「大将ヲ云」のが「本成也」と答えたものであろう。幽齋本『源氏物語』をこのように解釈すると、この部分は「大将の唐名を大樹といふ其心也云々」という『岷江入楚』「聞」に付された「不審」に対する説明になっていることが分かる。するとこの幽齋本『源氏物語』の記述は『岷江入楚』に記された「聞／み山とよめるは大将の唐名を大樹と

いふ其心也云々此義不審」とある「不審」に答えたものと推測できよう。この「大樹」について『永祿奥書紹巴抄』(以下、紹巴抄と略す)と『覚勝院抄』(8)とは、それぞれ「大将の唐名大樹 今は將軍までを申也」、「大将の唐名を將軍と云也大樹と云也(中略) 大樹將軍など、今は御一人をさして申也」と、「將軍」という「職」名を用いて説明している。「公方様」とする幽齋本『源氏物語』とは別に行われた解説と推測できよう。

B なかめする(略) うたかた

岷江入楚

うたかたは寧といふ字の心もよく叶へり 寧人をしのはさらめや
人を忍ぶ物をといふ落着也 うたかたひと濁はわるし また暫時の心にも叶へき歟 しはしといふ心也 聞しはし也 暫時の心ならばしはしの間も人を忍はさらめやといふ義歟

幽齋聞書

ウタカタシハシモ也シハシモ源氏ヲワスレヌト也聞書

九条家本

うたかたとは或寧或争或シハシの心なり 巴説同事 此哥にてはしはしの心也 此やうなる所二置こと葉也

「うたかた」を「しはし」と解釈することは紹巴以外にも行われていることから、徳岡氏説のように、「しはし」と注をつけることが、紹巴説を取り入れるた根拠にはならないことは、すでに述べた。(9) ここでは岷江入楚と幽齋聞書とを比較する。岷江入楚では「うたかた」に

「寧」の字の心があてはまるとした上で、「また暫時の心にも叶へき歟」と、「暫時」「しはしといふ心」に解釈することの是非を問ひ、さらに「暫時の心ならはしはしの間も人を忍はさらめやといふ義歟」と、聞いている。ここでも幽齋聞書は、岷江入楚の疑問に答えている。

C かりの子

岷江入楚

聞鴨の子を似せてしたる菓子となるへし 卵のなりなるへしとあり 此事猶可尋之

幽齋聞書

引哥 アシネハウ カモノ子ヲカンニタトフルコト ウツホノ物語ニ例アリ カルノコサカナニモスル物也聞書

九条家本

巴云卵のやうに御菓子二作りたり 鴨の子也かるの子共云五音相通也

岷江入楚は紹巴説を弾いた後、「此事猶可尋之」と記し、さらに説明を求めている。これに対して幽齋聞書は、「カモノ子ヲカンニタトフル事ウツホノ物語ニ例アリ カルノコサカナニモスル物也」と出典を示して答えている。幽齋聞書は、ここでも岷江入楚の「此事猶可尋之」に対する答になっている。

D 時にうつる心

岷江入楚

是は式部卿の宮の詞也 聞宮の心也 秘大将の心の今さらなるにてもなき也 年来うかれ給へると也 北方はあひ給へくもあれと宮のかくさ、へ給へる也

幽齋聞書

弄花ニハ宮ノ心トアリ称名院殿大将ノ心ト也只宮ノヒケ黒ノ北方へ仰ラル、ヨキト也聞書

紹巴抄

式部卿詞也 花大将の心と仍御説いか、私花儀可然歟

徳岡氏説

幽齋本『源氏物語』の書入れは、「只宮のひけ黒ノ北方へ仰ラル、ヨキト也 聞書」と続く。その意味は、この箇所は、称名院は大将の心であると述べているが、式部卿が髭黒の北の方へ仰せられているとみる方が良いのではないかと、公条の講釈不審とし、別案を提示する注釈である。

これは、公条の聞書である『永祿奥書紹巴抄』及び、『古活字本紹巴抄』の「大将の心と仍御説いか、私花儀可然か」と公条の講釈を不審に思つて、「花」つまり『花鳥余情』の注のほうが適切ではないかと書きとつている紹巴の態度と共通しており、注目すべきである。

徳岡氏の言うように幽齋聞書を「称名院は大将の心であると述べて

いるが、式部卿が髭黒の北の方へ仰せられてみるとみる方が良いのではないかと、公条の講釈不審とし、別案を提示する注釈である。」と解釈することには無理があるのではないだろうか。幽齋聞書のいう「称名院殿」は「只宮ノヒケ黒ノ北方へ仰ラル、ヨキト也」まで続き、「只宮ノヒケ黒ノ北方へ仰ラル、ヨキト也」は、「称名院殿大将ノ心ト也」と同じ事を意味しているのであろう。

岷江入楚は、紹巴が「宮の心也」と言い、公条が「大将の心」と説が分かれている両説を記している。これについて幽齋聞書は「弄花ニハ宮ノ心トアリ」「称名院殿大将ノ心ト也」と、それぞれの説の根拠を示したうえで、「只宮ノヒケ黒ノ北方へ仰ラル、ヨキト也」と、称名院説を言い換えて補足しているのであろう。すると、ここでも幽齋聞書は、両説を提示した岷江入楚に対して、説明をしていることになる。

二 岷江入楚と幽齋聞書

以上検討したことから、幽齋聞書の「聞書」と記した注記は、岷江入楚が「不審」「歎」などとして記した疑問に答えていることがわかる。このように「聞書」とする注記が岷江入楚の不審に答えることはこの四例に限らない。また、「聞書」とあるが、校異とともに行間に整然と書記されていることから、不審に対する答を聞きながら書記したというよりはむしろ、すでにまとめてある「聞書」を書入れたと推定される。それではこれらの書入れは誰の聞書であろうか。聞書を含む書入れについては、本田義彦氏が同書について本田義彦氏は、「以上(極札な

ど)から見ても、さらに筆跡などから見ても、本書は、本文・校異・注釈ともに、(中略)細川幽齋公の自筆と見ても問題はあまるまい」とされた¹⁰⁾。そして注記については、幽齋が「諸注集成のつもりで」書き込んだと推定された。さらに「そしてその後で、通勝に諸注集成を委託したのであろうから、本書は岷江入楚成立以前、というより通勝が岷江入楚の仕事に着手する以前の成立と考えるべきであろう」とされた。

しかしながら「聞書」とする書入れを含む幽齋聞書の書入れは、これまで検討した通り、岷江入楚の「不審」や疑問に対する答になっている。「聞書」とする書入れが岷江入楚の「不審」に対する答になっている以上、その答を含む「聞書」とする注記を「岷江入楚の仕事に着手する以前の成立と考える」ことは難しい。岷江入楚に「不審」を記した通勝によって、幽齋聞書の答も書記されたと考えざるをえない。これまで幽齋聞書は、本文書入れとともに同筆で、幽齋筆とされてきた。しかしながら同書に記された極を見ると、必ずしも筆跡のみで判断されているのではなく、奥書きなどの内容をあわせて判断されていることがわかる。筆跡のみで同筆と判断されたのではない以上、内容を検討した上で、再検討する余地は残されているのではないだろうか。国文学研究資料館の紙焼き写真、及びマイクロフィルムで見ると、必ずしも、同筆としなくても許容できるように思われる。それでは幽齋聞書の「聞書」とは、誰の説を聞書したものであろうか。岷江入楚に記された不審に答えていることから、三条西家以外の人物であると推察される。さらに、岷江入楚に見られる紹巴説に対する疑問について、歌学上の説明をしていることから、紹巴以外であろう。あるいは、細川幽齋ではないだろうか。

先に検討した「Aみ山木にはねうちかはし」の注で、『岷江入楚』の疑問に対して、幽齋聞書の「聞書」とする書入れは、「当時公方様ヲ申セトモ」と記す。大樹は今は「公方様」を言うとしているのである。「大将の唐名」について、「將軍」という職名ではなく「將軍」である人を念頭に置いて「公方様」と説明しているのである。「紹巴説」に対する『岷江入楚』の「不審」に答える立場にあり、「大将の唐名」から時の將軍を「公方様」と呼ぶ人物は、武將であつた幽齋以外には思い浮かべ難い。あるいは、幽齋本『源氏物語』において『岷江入楚』の不審に答えたのは、幽齋であつたかもしれない。「此義不審」を「一体誰の説か分からなかつた」（徳岡氏説）と解釈せずに、文字通り「此義」すなわちその解釈が「不審」であると理解すると、幽齋本『源氏物語』は『岷江入楚』の不審に答えたものと推察できる。すると、通勝が「紹巴説」と知つていながら「此義不審」と記しても矛盾しない。

綿拔豊昭氏は『源氏物語』の聞書について次のように記された⁽¹¹⁾。

『源氏物語』は様々な機会に講釈がなされたようで、種々の聞書が伝わる。聞書に付された人名について例えば甲が講釈したこととを聴聞した乙が「聞書」としてまとめた想定して、その書名に人名をつけるとしたならば、内容は同じでも「甲聞書」とする場合と「乙聞書」とする場合が考えられる。（中略）

講釈を聴聞してまとめた場合、講釈の場や書物には記されなかつた講釈者の説明などの存在が想像されるのに対し、書写の場合にはそれが点で異なるものと考えるので、あえてこだわつた次

第である。

『岷江入楚』の「聞」と幽齋聞書の「聞書」とする注記とは、この部分と比較検討するかぎり、同一の場における聞書であると言えよう。『岷江入楚』の「不審」に答えたのは幽齋聞書の「聞書」とする注記であつた。綿拔氏の用語を用いると、両者は、幽齋本『源氏物語』が「甲聞書」、「岷江入楚」の「聞」が「乙聞書」と推定できる。

三 幽齋聞書の書入れ

それでは、幽齋聞書の書入れは、いつ頃行われたのであろうか。幽齋聞書が岷江入楚の疑問に答えていることから、幽齋聞書は岷江入楚より後で成立したように思われる。しかしながら、篝火卷「はつ風す、しく吹いて、せこか衣」の注では、幽齋聞書の疑問に岷江入楚が答えている。

弄花抄

枕詞敷もの字如何

幽齋聞書

枕詞敷モノ字如何

岷江入楚

弄云枕詞敷もの字如何云々 箋曰初風の引哥詞ノ前後能相叶へ

りもの字ハ我も人もノ心ナルヘシ

幽齋聞書は、弄花抄に一致するが、これらと比較する限り、岷江入楚と幽齋聞書の前後は判断しがたい。いずれにしても、両者は近い関

係にあることが推量される。例えば、幽齋聞書は、岷江入楚を作成する齋に、疑問などを別に記しておいた書物であるなど、両者は、それほど時をおかずに作られたのではないだろうか。

四 本文校訂

幽齋聞書の本文には、書き入れによる校訂が、真木柱巻だけで83箇所ある。中には、一旦異本注記を記した後で、さらに書き入れるなど、同一箇所二度以上書き入れられた箇所もある。ここで想起されるのが、岷江入楚真木柱巻「心あさき人のためにて」の注に見られる「或本二ハ寺のけんもなひかしけんかしトあり 但証本ことにあらはれけんかしとあり」とある注記である。その前に、「仍心あさきといふ歟（中略）」とあるから、「仍」すなわち公条の説であろう。この部分の幽齋聞書は、「あらはれける」とある本文の「ける」を見せ消ちにして右に「けんかし」と傍書している。「証本」というのは三条西家において「証本」として継承された本文であろう。すると、幽齋聞書の本文は、通勝が三条西家の「証本」を継承して校訂したものであろうか。

幽齋聞書を検討すると、幽齋聞書の書入れは、幽齋が誰かの説を聞き書した、というよりはむしろ、岷江入楚の編集過程に近いところで通勝により書き入れられたと想定される。書入れの内容も、源氏物語の注について注釈ばかりではなく、本文の校訂が見られる。こうしたことから、本書を幽齋に絡めて名付けることには問題があると考えられ

る。徳岡氏は「幽齋自筆源氏物語」とする事を提唱されたが、書入れの部分が幽齋筆であることには疑問が残る。慣例に従い所蔵者名で「永青文庫蔵『源氏物語』」などとされる方が実態に近いであろう。「聞書」として記された注記の内容については稿を改めたい。

注

- (1) 本田義彦氏「幽齋公筆源氏物語の研究」(熊本大学国語国文学研究5、昭44)
- (2) 「伝細川幽齋筆『源氏物語』の書入れについて」(上智大学国文学論集31、平10)、「岷江入楚」所引「聞」「聞書」について」(上智大学国文学論集33、平12)
- (3) 引用は『幽齋 源氏物語聞書』(続群書類従完成会)による
- (4) 伊井春樹氏『源氏物語注釈史の研究』
- (5) 引用は『岷江入楚』(源氏物語古注釈叢刊)による。
- (6) 引用は実践女子大学文学芸資料研究所『年報』による。
- (7) 引用は『永祿奥書紹巴抄』(翻刻 平安文学資料稿)による。
- (8) 引用は『源氏物語聞書寛勝院抄』(汲古書院)による
- (9) 「岷江入楚の「聞」「聞書」」(本誌一〇二頁)
- (10) 注(1) 論文
- (11) 『近世前期猪苗代家の研究』(新典社)

付記 本稿は、平成25年10月26日東北大学における中古文学会秋季大会における口頭発表に加筆したものである。発表について、多くの御高配・御教示を賜った。記して深謝申し上げる。